

令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業業務委託に係る企画提案 仕 様 書

1 委託業務名

令和8年度高付加価値・グローバル展開加速化事業業務委託

2 事業目的

稼ぐ企業のグローバル市場への展開を推進するため、国内を含むグローバル市場をターゲットとした沖縄県産品の高付加価値化とブランド化を推進するための実証的な取組によって、販路の拡大につなげることを目的として本事業を実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月17日(水)まで

4 委託予定額

139,554千円(税込み)を上限とする。

5 対象商材

高付加価値化とブランド構築に向けた取組によって、県内企業の「稼ぐ力」の強化とグローバル市場への展開が見込まれる高価格帯の県産品(食材、泡盛、工芸品)等とし、応募者において複数の商材を企画提案すること。なお、委託事業者の決定後に、県との協議により具体的な商材を確定する。

6 委託業務内容

令和8年度は、おきなわブランド戦略(令和6年3月)を踏まえ、ストーリー、歴史・文化的価値や地理的特徴など沖縄が持つブランド資産を活用し、国内首都圏をはじめ、情報・ブランド面で発信力のある都市において、モノの価値にフォーカスした県産品の高付加価値化を図る。

なお、企画提案にあたっては、以下の都市・エリアのニーズやトレンド等を捉えた内容とすること。

【ブランド資産の例】

ブルーゾーン、独自文化(琉球王朝文化・海洋性文化)、アジアに近い地理性、年中温暖な気候 等

【おきなわブランド戦略 HP】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1028093/1028622/1028623.html>

(1) 沖縄県内・・・事業費割合(10%)

WHO: 海外インバウンド(高付加価値体験を好む層)

WHAT: 高価格帯食材、土産品等

HOW: ①クルーズ船と連携した県産品・県産食材ブランディング

②インバウンドを対象とした情報発信プロモーション

③首里城正殿復興と連動した県産品 PR プロモーション

注) 沖縄県内での取組と下記の海外1及び2での取組が一連の流れになるよう、おきなわブランド戦略を踏まえた内容の設計を行い、効果的なブランディングやプロモーションとすること。

(2) 国内首都圏(東京、大阪)・・・事業費割合(35%)

WHO: 高付加価値体験を好む層

WHAT: 高価格帯食材、工芸品等

HOW: ①高価格帯飲食店等と連携した県産食材ブランディング

②県外セレクトショップと連携した県産品ブランディング

③首里城正殿復興と連動した県産品 PR プロモーション

(3) 海外1(香港、シンガポール、台北)・・・事業費割合(40%)

WHO: 高付加価値体験を好む層、健康志向層等

WHAT: 高価格帯食材、健康食品、泡盛等

HOW: ①高価格帯飲食店等と連携した県産食材ブランディング

②首里城正殿復興と連動した県産品 PR プロモーション

※ 台北については、委託者決定後に企画提案に加えて、県から追加で指示がある予定

(4) 海外2(ニューヨーク、パリ)・・・事業費割合(10%)

WHO: 高付加価値体験を好む層、健康志向層、デザイナー・芸術家、日本文化に関心のある層等

WHAT: 高価格帯食材、健康食品、工芸品、泡盛等

HOW: ①高価格帯飲食店等と連携した県産食材ブランディング

②現地ショールームやアンテナショップを活用したブランディング

③空手など沖縄の伝統文化と組み合わせた情報発信プロモーション

④首里城正殿復興と連動した県産品 PR プロモーション

(5) その他、県産品のブランディングが見込める国・エリア・・・事業費割合(5%)

自由企画提案(WHO、WHAT、HOWを含む)

注) ここでいう、「高付加価値体験を好む層」とは、価値のあるモノ、サービス・体験に対して相応の対価を支出する人たちとして仮定するものである。

＜成果目標＞

- ① ブランディングの好事例創出(各都市・エリア毎に3事例以上)
- ② 本事業により実際の取引(予定含む)に繋がった県産品(各都市・エリア毎に5種以上)
- ③ 本事業で取り扱った商材にかかる取引単価の増加(要追跡調査)

7 企画提案書について

- (1) 本仕様書に記載されたことに基づき、作成すること。
- (2) 実施体制を構築し、具体的事業者名を記入すること。
- (3) 本企画提案にあたっては、上記の「6 委託業務内容」に基づき、応募者において、具体的取組内容、展開方法やプレイヤー(県内メーカー、県内生産者、県内商社等)を幅広く提案するものとし、詳細については委託事業者の決定後に沖縄県と協議しながら確定するものとする。
- (4) 実施体制については、国内及び海外現地コーディネーターの配置、沖縄県国内外事務所や委託駐在員との連携を必須とする。なお、コーディネーターは、現地の飲食・物産・物流業界に精通し、ネットワークや影響力を持つ人材を候補者として選定し、実践的な実施体制とすること。

＜参考＞沖縄県の国内外事務所について

(国内) 東京事務所、大阪事務所

(海外) 香港事務所、台北事務所、シンガポール事務所 等

8 企画提案内容及び委託事業実施について

- (1) 単なるプロモーションの実施など一過性の取組とならないよう、持続的かつ実践的な提案内容とする。
- (2) 県が別途実施する「令和8年度県産農林水産物輸出体制構築事業」の取組内容や事業効果が重複しないよう、企画提案すること。
- (3) 企画実施にあたっては、本庁担当課及び県国内外事務所と連携を密にし、実施期間中は企画内容に関しても随時意見交換を行うなど、より効果的な取組となるよう努めること。
- (4) 現地出張の際の関係先訪問時は、当該地域を所管する県海外事務所員に同行を求めるとともに、メールでのやりとりの際は本庁担当者及び国内外事務所の担当者を同報(CC)に入れるなど、確実に情報共有を行うこと。
- (5) 本事業に充当することのできない主な経費は、以下のとおりであり、原則として委託事業者や県内民間企業等の負担とすること。疑義が生じる場合は、事前に県へ相談・協議すること。
 - (例) ・県内民間企業(プレイヤー)の人件費
 - ・利益や売上げが生じる取組を実施するための商材の購入費
(現地で消費者等へ無償提供するサンプルの購入費は除く)
 - ・土地、機械設備などの財産や備品購入費 等

9 業務の実施状況、完了報告に関する事項

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月 10 日までに県及び海外事務所に報告すること。
- (2) 県に対し、年間活動や今後の課題を事業完了時に報告すること。
- (3) 実際に要しなかった経費があるときは、事業完了時に相当の委託料を減額する。

10 事業の成果品及び著作権

- (1) 本事業実績をまとめた報告書を成果品として、以下のものを冊子及び電子データにて作成すること。
 - ・実績報告書 15 部
 - ・概要版の実績報告書 15 部
- (2) 当該成果品並びに本事業で制作した POP などのデザイン関係の電子データ、その他写真素材等に係る一切の著作権及び所有権は県に帰属することとし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

11 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」)は、以下の業務については、県への事前の承認を受けて再委託を行うことができる。その際には、10 日前までに承認申請を行うこと。

- ① デザインなど専門的な知識や技術が必要な場合の制作会社等への再委託
- ② イベントを運営するため現地企業または現地に精通する国内企業への再委託
- ③ 広告・宣伝等の広報活動
- ④ 上記①～③に付随するもので、本事業の実施に必要と認められる業務

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務に関する再委託は禁止する。ただし、海外現地におけるプロモーション関連費用についてはこの限りではない。

(3) 簡易な業務の内容

以下の簡易な業務については、沖縄県の事前の承認を要せずに再委託を行うことができる。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計
- ③ イベント実施に係る荷物の輸送
- ④ イベント実施に付随する会場設営、参加者案内等の運営業務
- ⑤ 商談・販促ツール(ポスター、POP、パンフレット、コンテンツ等)の制作

⑥ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

(4)再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本契約の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

(5)その他一般管理費に関する留意事項

再委託とは、契約履行に当たり、委託業務に係る利己の全部又は一部について役務の提供を受けることを意味する。一般管理費の算出方法は次のとおりとする。

＜一般管理費の算出(県基準を採用)＞
(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内

12 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約額の範囲内で業務の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1)委託業務が完了した際には、実績報告書を速やかに提出すること。
- (2)委託業務にかかる支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類(領収証等)が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3)委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4)委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度に属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるように整理し保管しておくこと。
- (5)業務委託の実施にあたって、財産の取得は原則として認めない。

13 その他留意事項

- (1)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合があること。
- (2)企画提案書が選定された場合においても、提案のあった内容についてすべて実施することを保証するものではないこと。
- (3)実施内容については、提案内容をもとに沖縄県との協議・調整により確定するものとし、事業の進捗等に応じた変更が行われることをあらかじめ想定しておくこと。
- (4)本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、県と受託事業者の双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定めること。